

## 生駒市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成22年8月25日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美  
生駒市監査委員 井 上 圭 吾  
生駒市監査委員 井 上 充 生

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

#### 2 請求書の提出

平成22年6月28日

### 第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに請求人の陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

#### 1 請求の対象行為

生駒市は、独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）からURが所有する関西文化学術研究都市高山地区第2工区（以下「第2工区」という。）内の土地について、平成19年12月19日付けで固定資産税・都市計画税の減免申請書が提出されたことに対し、生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）第80条第1項第4号に該当するとして当該固定資産の一部を減免の対象と決定し、平成20年度から平成22年度固定資産税・都市計画税について減免を行った行為

#### 2 対象行為が違法又は不当であることの理由

以下のことから、生駒市がURに対して行った平成20年度から平成22年度固定資産税・都市計画税の減免は、生駒市税条例第80条第1項第4号に該当しないから、違法・不当である。また、本件の税額減額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条にも該当しないから、違法・不当である。

- (1) URから減免申請書が提出されたことにつき、生駒市は平成20年2月27日に顧問弁護士に相談し、「都市再生機構に対しては、事業の進捗が「遅れた」ことを理由にした減免適用はできないのであり、（既に減免している）一般地権者と区別すべきである。」との回答を得ているが、請求人もこの顧問弁護士の見解と同じである。
- (2) URは、第2工区以外の地区でも事業を中止しているが、他の中止地区では、すべて減免措置がされていないし、URは減免申請も行っていない。
- (3) 税の減免理由として認められる「公益性」は、本件には該当しない。本件について「公益性」を適用するのは租税法律主義に反する拡大解釈であり、社会秩序を混乱させ、生駒市財政の破綻を招くものである。
- (4) 税の減免は、個々人の担税力によって判断されるべきものであり、本件のように一定地域に対して一括的包括的に行うものではない。

#### 3 求める措置内容

- (1) 市長に対し、平成20年度から平成22年度固定資産税・都市計画税減免相当額及び遅

- 延損害金の合計額を弁済するように勧告することを求める。
- (2) 生駒市民に対する背任行為についてしかるべき措置を求める。
  - (3) 市長を告発しなかった責任者（当時の市民部長）の不作为についてしかるべき措置を求める。

### 第3 請求の受理

本件請求が地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成22年7月13日にこれを受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年7月22日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から請求内容の補足説明と新たな証拠の提出がなされた。

#### 2 監査の対象事項

本件請求書及び補正書に記載された内容並びに陳述時の補足説明から、生駒市がURに対して行った平成22年度固定資産税・都市計画税の減免は、生駒市税条例第80条第1項第4号に該当しない違法・不当な行為であるかを監査の対象とした。

なお、減免行為は地方自治法第242条第1項の「財産の処分」に当たり同条第2項により正当な理由がある場合を除き住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは行えないこととされている。本件請求のうち、平成20年度及び平成21年度固定資産税・都市計画税の減免については、減免税額を記載した納税通知書送付日は平成20年度分が平成20年4月15日、平成21年度分が平成21年4月15日であり本件請求は既に1年を経過していること、請求人は本件請求が1年を経過したことにつき正当理由として地方税の消滅時効が5年であることを主張するが、それは正当な理由と認められないことから、却下することとした。

#### 3 監査の対象部局等

生駒市市民部課税課を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、市民部長、課税課長、同課土地係長及び元資産税課職員等の出席を求め、平成22年7月22日、同月29日及び8月10日に事情聴取を行った。

### 第5 監査の結果等

生駒市が、第2工区内にURが所有する土地にかかる平成22年度固定資産税・都市計画税を一部減免したことについて、その根拠としている地方税法第367条、同法第702条の8第7項、生駒市税条例第80条第1項第4号及び生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）第6条の要件を満たしているか否かについて協議を重ねたが、合議が整うに至らず、監査結果を決定し得なかった。